

令和元年10月1日

保護者 様

甲斐市教育委員会  
教育長 三澤 宏  
( 公印省略 )

インフルエンザ治癒後の再登校の取扱いについて (お知らせ)

仲秋の頃、皆様方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、本市では、インフルエンザ治癒後の再登校の際、医師の治癒証明書を学校へ提出していただいております。

しかしながら、治癒証明書の提出が国で義務付けられていないため、この度、本市では、家庭の負担を考慮し、治癒証明書の提出を廃止することといたしました。

今後のインフルエンザ治癒後の再登校の取扱いにつきましては、下記のとおりですので、ご承知いただくとともに、他の児童・生徒への感染を防ぐため、出席停止期間を遵守していただけますようお願い申し上げます。

記

- ・再登校にあたり、医師による治癒証明書は必要ありません。
- ・出席停止期間は、「発症した後、5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」です。出席停止期間が終了するまでは、登校することはできません。
- ・再登校にあたり、医師の治癒証明書の代わりに、別紙「インフルエンザ報告書」をご記入のうえ、学校へ提出してください。
- ・「インフルエンザ報告書」は、学校からお受け取りになるか、各学校のホームページから様式をダウンロードしてください。

問い合わせ先  
甲斐市役所 教育委員会  
学校教育課 保健給食係